

愛知県内精神科救急体制における措置入院事務処理の見直し案の検討について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下、「法」という。)第29条に該当する者(*)を速やかに入院させるため、**知事が必要な事務を速やかに実施できる体制**に見直すことを次のとおり検討する。

(*)精神障害のために自傷他害のおそれがあり、入院措置を必要とする者。

事 務	課 題		原 因	今後県が取るべき対策案	スケジュール案						
	時間帯				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
通報等に対する調査 【法第27条第1項】	全日	措置診察依頼が遅い事案がある。	調査に時間を要する場合がある。	○調査の迅速化を図るため、調査項目及び調査方法を見直す。 ○職員の行動に合わせて入退院事務処理要領を改定する。	見直し改定	運用	→				
	夜間・休日		オンコール待機の保健所職員が関係者と電話での状況確認並びに上司と電話での依頼決裁を行っている。				○警察官からの通報を受取り、受診調整を行う専用窓口の業務を事業化する。	検討	→	予算要求	→
受診調整及び措置診察の実施 【法第27条第1項】	夜間・休日	保健所職員の通報受取から立会までの事務処理に時間を要する。	受診調整に際し、①アルコール摂取②薬物使用③家族状況(同行の有無)④支払能力などの確認に時間を要し、その後立会している。	○指定病院における緊急措置診察に県職員立会を省略できる対応とする。	関係者調整 改定	実施	→				
	平日		緊急的な立会への対応体制は、当日の職員執務状況から編成する。	○職員の行動に合わせて入退院事務処理要領を改定する。			周知運用	運用	→		
			指定医の確保に時間を要する。	主に電話で個別に照会を行っている。	○診察可能な指定医の検索に、患者紹介システム(G-Pネット)を活用する手法を医療機関・保健所に周知する。	周知運用	運用	→			
措置入院先病院への移送 【法第29条の2の2】	全日	警察の全面的な協力がいない場合、県だけでは迅速な対応ができない。	県庁及び保健所で移送に適した車両を所有していない。	○県が移送用車両を所有し、運行する体制を整備する。 ○ジャンボタクシーの緊急手配が可能な体制とする。 ○患者運送を民間救急車事業者へ委託する。	検討	→	予算要求	予算を確保した場合実施	→		
			保健所には女性職員が多く、容易に移送へ対応できる職員体制にない。	○移送専門の県職員を配置する。 ○移送対応要員派遣を民間警備会社等に委託する。					検討	→	人員要求 予算要求

参考 法第29条の規定は、政令市にも適用されるが、精神科救急体制は県内で統一することが望ましいため、名古屋市と共同で対応できるよう十分協議する。